

【鳥取県知事指定講習】

※ 本研修会は、法定講習(建築士法第22条の2に基づく「建築士定期講習」、及び第24条第2項に基づく「管理建築士講習」)ではありません。

建築士法第27条の2第7項に基づく

令和元年度

『開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会』

開催のご案内

一般社団法人 鳥取県建築士事務所協会

この研修会は、一般社団法人鳥取県建築士事務所協会及び一般社団法人日本建築士事務所協会連合会が、従前の「管理講習会・開設者研修会」に替え、建築士法第27条の2第7項に基づき、新たな枠組みで実施しているものです。

建築士事務所の業務に責任を持って契約締結者となる開設者と、建築士事務所を管理し技術的事項を統括する管理建築士は、建築士事務所の運営はもとより業務委託者に対する責任を負っており、社会変化に応じた最新の法制度や技術等に精通し、その資質を維持向上していくことが求められています。

本研修会は、建築士事務所の管理・運営を適切に進める上で把握しておくべき重要事項を網羅した内容となっており、受講することで、資質の維持向上を図り、業務委託者の期待に応えるべく業務の適正化や建築物の質の向上等を目指すことを目的として、鳥取県の「建築士を対象とする講習の指定に関する要綱」に基づいて、知事の指定を受けて行う講習会です。

今年度は、一昨年の大改訂により一新されたテキストの内容に係る説明の他、鳥取県担当職員による最近の法制度の動向についての講義、また「建築士事務所の危機管理への留意」に係る講義科目等を盛り込み、有益で実務に即した研修としています。

この機会に是非とも本研修を受講されますよう、ご案内いたします。

記

- 主 催** 一般社団法人 鳥取県建築士事務所協会
一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会
- 受講対象者** 鳥取県知事の登録を受けている全建築士事務所の開設者及び管理建築士 等
- 日 時** 令和元年12月10日(火) 10:00～16:35 (9:30より受付開始)
- 会 場** 伯耆しあわせの郷 大研修室
〒682-0044 倉吉市小田458 TEL:0858-26-5581
- 申 込 先** 一般社団法人 鳥取県建築士事務所協会
〒680-0022 鳥取市西町2丁目102 西町フロインドビル
TEL : 0857-23-1728 FAX : 0857-21-6112
- 申 込 期 限** 令和元年11月26日(火)

7. 申込方法 「受講申込書」に必要事項を記入の上、①事前に受講料を振込み②受講申込書を事務所協会事務局へFAXしてください。
申込者には、受講券を送付いたします。
受講料は、下記振込先銀行口座へ振り込んでください（振込依頼人は、事務所名の記入もお願いします）。
振込先：山陰合同銀行鳥取県庁支店
普通預金口座 2199538
口座名：いっばんしゃだんほうじん とっとりけんけんちくしじむしよきょうかい一般社団法人 鳥取県建築士事務所協会
8. 受講料 (一社) 鳥取県建築士事務所協会 会員 14,000円 (テキスト代, 税込み)
その他一般 17,000円 (テキスト代, 税込み)
- ・振込済の受講料は、欠席の場合でも払い戻しはいたしません。
ただし、テキストは後日送付させていただきます。
9. テキスト これからの建築士事務所の経営と展望（当日配布）
10. CPD認定 本研修会は、CPD制度認定講座として申請予定です。（5単位予定）
11. 受講証明書 受講修了者には「受講証明書」を交付致します。
12. 注意事項 本研修会は、法定講習（建築士法第22条の2に基づく「建築士定期講習」及び同第24条第2項に基づく「管理建築士講習」）ではありません。